

令和5年度四万十市職員採用資格試験

試験案内

- 事務職 1
- 事務職 2
(職務経験者)
- 事務職 3
(社会福祉士)
- 技術職 (土木)
- 保育士
- 調理員

受付期間 令和5年7月28日(金) ~ 令和5年8月16日(水)
(土曜日、日曜日及び祝日は除く)

第一次試験日 令和5年8月27日(日)

第一次試験会場 四万十市立中村中学校

四万十市総務課人事係

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地
Tel 0880-34-1803 又は 34-1111 (内線2322・2323)

1 試験職種、採用予定人員、職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
事務職 1	5名程度	一般行政業務に従事します。
事務職 2 (職務経験者)	2名程度	
事務職 3 (社会福祉士)	1名程度	保健・社会福祉の業務及び一般行政業務に従事します。
技術職(土木)	2名程度	土木の技術的業務に従事します。
保育士	3名程度	保育士の業務に従事します。
調理員	1名程度	保育所の調理業務に従事します。

2 受験資格

試験職種	受験資格
事務職 1	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
事務職 2 (職務経験者)	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、令和5年8月26日現在で民間企業等での職務経験が5年以上ある者
事務職 3 (社会福祉士)	平成6年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者または令和6年4月30日までに資格取得見込みの者
技術職(土木)	昭和59年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
保育士	平成6年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格を有する者または令和6年3月31日までに資格取得見込みの者
調理員	平成元年4月2日以降に生まれた者で、調理師の免許を有する者または令和6年3月31日までに免許取得見込みの者
<p>事務職2(職務経験者)における職務経験の取り扱いについて</p> <p>◇「民間企業等における職務経験」には、会社員や団体職員、公務員(四万十市職員は除く)、自営業者等としての職歴が該当します。</p> <p>◇雇用形態は、原則として正社員(正職員)とします。ただし、1つの企業等に1週間あたり30時間以上の勤務をしている場合(会計年度任用職員、臨時職員、アルバイト、非常勤、パートタイムは除く。)は、正社員(正職員)と同程度の職務経験とみなします。</p> <p>◇職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り勤務期間を通算することができます。(同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、どちらか一方の勤務期間のみを通算することができます。)</p> <p>◇育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。</p> <p>◇最終合格後、職務経験期間の確認のため職歴証明書等の証明書類を提出していただきます。</p>	

- (注) 上記の受験資格を有していても、次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 四万十市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

受付期間	令和5年7月28日(金) から 令和5年8月16日(水) まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く) ※郵送による場合は令和5年8月16日(水) 午後5時15分必着
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所	四万十市役所3階 総務課人事係 〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地

(1) 申込方法

- ア 試験職種を重複して申し込むことはできません。
- イ 申込書の記載方法等について(申込書記入上の注意参照)
 - ・必要な事項を記入し、申込書と受験票の写真欄に同一の写真を貼付してください。
 - ・免許・資格等欄には、取得又は取得見込みの免許・資格の名称及び年月を記入してください。
 - ・記載事項に不正があると、職員に任用される資格を失うことがあります。
- ウ 申込書を郵送する場合は、封筒の表に「採用資格試験受験」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒(定型長3で簡易書留料金404円の切手貼付のこと)を同封のうえ、必ず簡易書留で申し込みしてください。
- エ 社会福祉士、保育士及び調理員を受験する者で免許・資格を有する者は免許証・資格証書の写(A4サイズ)を、取得見込みの者は卒業見込証明書等を添付してください。
- オ 提出された書類は、返却いたしません。

(2) 受験票

- ア 申込書を受け付け後、受験票を交付します。
- イ 受験票は、試験当日必ず持参してください。 忘れた場合は、原則として受験できませんので、注意してください。

4 試験日時及び場所

区分	日時等	場 所
第一次試験	令和5年8月27日(日) 午前8時40分までに集合してください。(時間厳守)	四万十市立中村中学校 (四万十市中村東町2丁目1番30号)
第二次試験	令和5年9月17日(日) ※第一次試験合格者のみ ※集合時間等の詳細日程は別途通知	四万十市役所 (四万十市中村大橋通4丁目10番地)
第三次試験	試験職種により、令和5年10月21日(土) もしくは22日(日)のいずれか1日 ※第二次試験合格者のみ ※集合時間等の詳細日程は別途通知	四万十市役所 (四万十市中村大橋通4丁目10番地)

(1) 第一次試験は、午前8時40分から受験についての説明を行い、午前9時から試験職種別に各種試験を実施します。試験の終了時間は試験職種により違いがあり、保育士は午前11時頃、その他の職種は正午頃の予定です。

(2) 悪天候により試験実施が危惧される場合（試験当日の午前7時時点で「警報」が出されている場合等）は、試験当日の午前7時30分現在の状況を判断のうえ、試験の実施、中止について決定する予定です。

つきましては、午前7時30分以降に次の方法で確認してください。

ア 四万十市役所ホームページ (<https://www.city.shimanto.lg.jp/>) に掲載しますのでご確認ください。

イ アでの確認が困難な場合は、四万十市総務課人事係（TEL：0880-34-1803）にお問い合わせください。

なお、8月27日(日)の第一次試験が中止になった場合は、9月24日(日)に延期します。延期した場合の試験会場に変更はありません。

5 試験の方法

(1) 第一次試験

種 目	職 種	内 容
		出 題 分 野
教 養 試 験	全 職 種	職員として必要な一般的知識及び知能等、基礎能力について高校卒業程度の択一式による筆記試験（試験時間60分）
		文章読解能力、数的能力、推理判断能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語
事 務 能 力 査 検	事 務 職 1 事 務 職 2 (職務経験者) 事 務 職 3 (社会福祉士) 技 術 職 (土木) 調 理 員	職員として必要な事務能力についての診断検査（検査時間約50分）
職 場 適 応 性 査 検	全 職 種	職務に対する適応性についての検査（検査時間約35分） ※この検査は試験の参考とするものであり、得点化はしません。

(2) 第二次試験

種 目	職 種	内 容
		出 題 分 野
集 団 討 議	事 務 職 1 事 務 職 2 (職務経験者) 事 務 職 3 (社会福祉士) 技 術 職 (土木)	グループ討議形式により、主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価する試験
専 門 試 験	技 術 職 (土木)	土木技師として職務に必要な専門知識、技術などに関する択一式による筆記試験（試験時間90分） 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
	保 育 士	保育士として必要な専門知識、技術などに関する択一式による筆記試験（試験時間90分） 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健

※調理員の第二次試験は実施せず、第一次試験の合格者は第三次試験を受験することになります。

(3) 第三次試験

種 目	内 容
作 文 試 験	職務遂行に必要な判断力、思考力等についての試験（試験時間60分）
面 接 試 験	主として人物についての個別面接による試験

(4) 各種目の配点

種 目	第一次試験		第二次試験		第三次試験		総合得点
	教養試験	事務能力	集団討議	専門試験	作文試験	面接試験	
事務職 1・2・3	100点	50点	200点	—	50点	300点	700点
技術職（土木）	100点	50点	200点	100点	50点	300点	800点
保 育 士	100点	—	—	100点	50点	300点	550点
調 理 員	100点	50点	—	—	50点	300点	500点

(受験に関する注意事項)

- ア 筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- イ 第一次試験会場（四万十市立中村中学校）は土足厳禁ですので、必ず上履き及び靴入れを持参してください。
- ウ 試験会場には受験者の駐車場がありませんので、車（二輪車を除く）での来場は禁止します。
- エ 受験に際しては、計算機及び携帯電話等の使用を禁止します。

6 合格発表

第一次試験合格発表	令和5年9月上旬（予定）
第二次試験合格発表	令和5年10月上旬（予定）
最終合格発表	令和5年11月上旬（予定）

- ※ 受験者には結果を文書で通知するとともに、合格者の受験番号を四万十市役所掲示板への掲示と四万十市公式ホームページに掲載します。（<https://www.city.shimanto.lg.jp/>）
- ※ 各試験の最終合格者は、それまでに実施した試験の合計得点が高い順に決定します。なお、合計得点が高点の者がいた場合は、第三次試験の得点により合格者を決定し、第三次試験も同点の場合には、第二次試験の得点により合格者を決定します。
- ※ 受験者本人に限り、試験の得点及び順位について開示請求ができます。開示にあたっては、開示請求書の提出と、受験票又は身分証明書の提示が必要となります。

7 採用

- (1) 職員採用資格試験の最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登載され、そのうちから採用者が決定されます。なお、欠員等の状況によっては、合格しても採用されないこともあります。
- (2) 地方公務員法の規定により、職員の採用はすべて条件付採用となり、原則として6か月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- (3) 採用は、令和6年4月1日を予定しています。

8 給与等

令和5年4月1日現在の初任給は例として、事務職1・2・3及び技術職（土木）は高校卒の場合154,600円（大学卒の場合175,300円）、保育士は164,100円（短大卒）、調理員は156,800円（専門学校卒）ですが、採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。

このほか、期末勤勉手当や、支給要件に該当する者は、通勤手当、扶養手当、住居手当等の諸手当が支給されます。

また、勤務時間、休暇等については四万十市条例等によります。

なお、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

9 アンケート調査のお願い

下記のアンケート調査にご協力をお願いします。

それぞれ最も当てはまるものを1つだけ選んで、試験申込書裏面の所定の欄に該当する番号等を記入してください。

（問1） あなたは、この試験が行われることを何で知りましたか。

- ① 四万十市広報誌 ② 四万十市ホームページ ③ 新聞（掲載記事）
④ 受験情報誌等 ⑤ 家族・知人等 ⑥ 学校等 ⑦ その他

（問2） あなたは、どこで試験案内（試験申込書）を入手しましたか。

- ① 四万十市役所 ② 四万十市ホームページ ③ 郵送

問い合わせ先

四万十市総務課人事係

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地

TEL 0880-34-1803 又は 34-1111（内線 2322・2323）

e-mail:zinzi@city.shimanto.lg.jp